

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新										
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～36 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8章 料金等 第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務) 第15条の2 (略)</p> <p>4 I P通信網県間区間伝送機能第6欄イ(イ)欄又は優先パケットに係るI P通信網県間区間伝送機能第2欄イ欄に適用する最低利用期間は、当該機能の利用を開始した日(I P通信網県間区間伝送機能第6欄についてはポート単位、優先パケットに係るI P通信網県間区間伝送機能については1Mbit単位とします。)から起算して5年間とします。</p> <p>5 協定事業者は、前項に規定する最低利用期間内にI P通信網県間区間伝送機能第6欄イ(イ)欄又は優先パケットに係るI P通信網県間区間伝送機能第2欄イ欄の利用を終了した場合は、別表3(違約金)に規定する額に、消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。</p> <p>第9章 雑則 (準用) 第28条 (略)</p> <p>2 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)に規定する優先パケット(技術的条件集別表26.5に規定する優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したI Pパケットをいいます。以下同じとします。)に係るI P通信網県間区間伝送機能を利用する場合は、この任意約款の規定にかかわらず、定額制の網使用料の支払義務、定額制の網使用料及び網改造料の計算方法、網使用料の実績に基づく精算について、<u>接続約款の規定(優先パケットに係るものに限り、)を準用します。</u></p> <p>3 任意協定は、接続約款に規定する場合のほか、当社と協定事業者との間の接続協定が解除された場合には消滅するものとします。</p>	用 語	意 味	1～36 (略)	(略)	<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用 語</th> <th style="text-align: center;">意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～36 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>37 中間配線盤</td> <td>当社及び協定事業者が主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより送交換を行うために接続する配線盤であって、当社が指定する通信用建物に設置されるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8章 料金等 第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務) 第15条の2 (略)</p> <p>4 I P通信網県間区間伝送機能第6欄イ(イ)欄に適用する最低利用期間は、当該機能の利用を開始した日(I P通信網県間区間伝送機能第6欄についてはポート単位とします。)から起算して5年間とします。</p> <p>5 協定事業者は、前項に規定する最低利用期間内にI P通信網県間区間伝送機能第6欄イ(イ)欄の利用を終了した場合は、別表3(違約金)に規定する額に、消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。</p> <p>第9章 雑則 (準用) 第28条 (略)</p> <p>2 削除</p> <p>3 料金表第2表(工事費、手続費及びその他の費用)第3(その他の費用)第2欄に規定する中間配線盤特別利用機能を利用する場合は、この任意約款の規定にかかわらず、中間配線盤における接続に係る手続き等について、<u>接続約款の規定を準用します。</u></p> <p>4 任意協定は、接続約款に規定する場合のほか、当社と協定事業者との間の接続協定が解除された場合には消滅するものとします。</p>	用 語	意 味	1～36 (略)	(略)	37 中間配線盤	当社及び協定事業者が主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより送交換を行うために接続する配線盤であって、当社が指定する通信用建物に設置されるもの
用 語	意 味										
1～36 (略)	(略)										
用 語	意 味										
1～36 (略)	(略)										
37 中間配線盤	当社及び協定事業者が主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより送交換を行うために接続する配線盤であって、当社が指定する通信用建物に設置されるもの										

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

用語	意味
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金の適用	ア 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み需要（協定事業者と個別に協議の上決定する送受信データ量をいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。 イ 2（料金額）2-3の2第2欄に規定する料金については、1（適用）第3欄イ欄を準用します。

2 料金額

2-3の2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能

区分		単位	料金額	備考		
優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能	接続約款第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続し、IP通信網県間区間伝送路を利用して優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットに係る交換及び伝送を行う機能	(1) 大阪府内の設置場所において接続する場合（接続対象地域は西日本全域とします。）	1Mbitまで ごとに月額	0.00040391 円	IPoE方式による接続を利用して いる協定事業者 に適用しま す。	
		(2) (1)以外の場合	アイ以外の場合	1Mbitまで ごとに月額	0.00040391 円	IPoE方式による接続を利用して いる協定事業者 に適用しま す。
			イ最低利用期間を適用する場合	1Mbitまで ごとに月額	0.00036352 円	

第2表 工事費、手続費及びその他の費用

第3 その他の費用

1 適用

用語	意味
その他の費用の適用対象	その他の費用は、2（その他の費用の額）に掲げる費用に適用します。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

用語	意味
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 削除	削除

2 料金額

2-3の2 削除

第2表 工事費、手続費及びその他の費用

第3 その他の費用

1 適用

用語	意味
(1) その他の費用の適用対象	その他の費用は、2（その他の費用の額）に掲げる費用に適用します。
(2) 中間配線盤特別利用機能に係る料金の適用	2（その他の費用の額）に規定する料金については、協定事業者の装置間の接続のために中間配線盤を利用するときに適用します。

2 その他の費用の額

1 回線ごとに月額

区 分	料金額
当社の回線接続装置利用に関する費用	当社の契約約款の料金表を準用します。

別表1 非指定電気通信設備との接続により提供する機能

機能の区分	機能の内容	備 考
(略)	(略)	
優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能	優先パケットに係る相互接続通信をIP通信網県間区間伝送路により交換及び伝送する機能	
上記以外の機能	(略)	

別表2 接続形態

【NTT 東日本の場合】

- (1)～(3) (略)
 (4) 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能

別表3 違約金

- 1 適用 (略)
 2 違約金の額

区 分	違約金の額
協定事業者が、第15条の2（定額制の網使用料の支払い義務）第4項に規定する、2-3 IP通信網県間区間伝送機能第6欄イ（イ）欄又は2-3の2優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能第2欄イ欄の利用を開始した日から5年を経過する日までに、接続を終了した場合の違約金	利用を終了した日から、利用を開始して5年を経過する日までの期間の2料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2-3第6欄イ（イ）欄又は2-3の2第2欄イ欄に係る料金の相当する額

2 その他の費用の額

区 分	単 位	料金額	備 考
(1) 当社の回線接続装置利用に関する費用	1 回線ごとに月額	当社の契約約款の料金表を準用します。	
(2) 中間配線盤特別利用機能	1 ポートごとに月額	47 円	

別表1 非指定電気通信設備との接続により提供する機能

機能の区分	機能の内容	備 考
(略)	(略)	
中間配線盤特別利用機能	協定事業者の装置間の接続のために中間配線盤を利用する機能	
上記以外の機能	(略)	

別表2 接続形態

【NTT 東日本の場合】

- (1)～(3) (略)
 (4) 削除
 (5) 中間配線盤特別利用機能

別表3 違約金

- 1 適用 (略)
 2 違約金の額

区 分	違約金の額
協定事業者が、第15条の2（定額制の網使用料の支払い義務）第4項に規定する、2-3 IP通信網県間区間伝送機能第6欄イ（イ）欄の利用を開始した日から5年を経過する日までに、接続を終了した場合の違約金	利用を終了した日から、利用を開始して5年を経過する日までの期間の2料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2-3第6欄イ（イ）欄に係る料金の相当する額

附 則

この改正規定は、令和3年6月2日から実施し、令和3年4月1日に遡及して適用します。